令和6年度

総会資料

なかに伸びよ・伸ばそう
をななない。





大路区青少年育成区民会議

議事

第1号議案 令和5年度活動報告

第2号議案 令和5年度決算報告

第3号議案 令和5年度監查報告

第4号議案 令和6年度活動方針(案)

第5号議案 令和6年度予算(案)

第6号議案 令和6年度役員の選出(案)

第1号議案

令和5年度活動報告

月	日	活 動 内 容		
① 市 民	: 会議			
4月	15 日	草津市青少年育成市民会議 総会 草津市役所大会議室		
7月	2 日	第 39 回草津市青少年の主張発表大会 アミカホール		
7月	1~31 日	青少年の非行・被害防止滋賀県強調月間 草津・南草津駅周辺啓発活動参加		
11月	1~30 日	滋賀県子ども・若者育成支援強調月間 街頭啓発		
11月 26日 草津市青少年育成大会 アミカホール				
12 月	17 日	青少年問題をみんなでトーク Vol.18 草津市役所大会議室		
② 区 民	会 議			
4年4月 21日 会計監査		会計監査 令和5年度分		
4年5月	14 日	令和 5 年度 大路区青少年育成区民会議 総会		
7月~8月 まち協 防犯パトロール参加(de 愛ひろば)		まち協 防犯パトロール参加(de 愛ひろば)		
8月		子ども安全対策啓発ポスター作成・掲示(更生保護女性会合同)		
9月 19日		挨拶(あいさつ)運動啓発作品 審査(更生保護女性会合同) 大路会館		
11月~12月		まち協 防犯パトロール参加(草津駅東西周辺)		
6年1月 9日		挨拶(あいさつ)運動啓発作品 優秀作品表彰式(更生保護女性会合同)		
		第二小		
2月	9日	合同研修 「フリースクール 新しい学びの場と地域の役割」 アットス		
		クール 代表取締役鈴木正樹氏 参加者:25 人 大路まちづくりセンター		

挨拶(あいさつ)運動啓発作品 優秀作品表彰

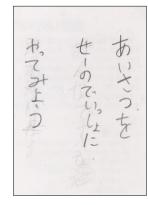
草津市青少年育成市民会議が「挨拶(あいさつ)運動」を啓発する作品を募集したところ、草津第二小学校の皆さんから 636点の応募がありました。草津市青少年育成区民会議で審査・表彰されていただきました。令和5年9月19日に審査を実施、優秀作品については令和6年1月9日に草津第二小学校で表彰式を行いました。

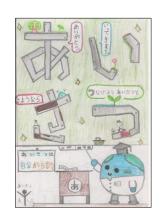




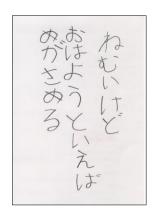












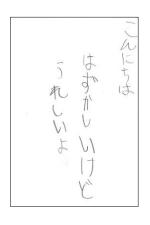
大切な宝物である人と人がお互いる人と人がお互い

明日も会える









令和5年度決算書

自:令和5年4月1日 至:令和6年3月31日

科目	令和 5 年度 予算額	令和5年度 決算額	備考
前期繰越額	2 4 4, 3 2 8	2 4 4, 3 2 8	
	1 2 6, 0 0 0	1 3 6, 0 0 0	大路区まちづくり協議会交付金
文付金			・区民会議事業
人口亚			・あいさつ運動推進事業
			・愛の声かけパトロール事業
助成金	20,000	20,000	大路区社会福祉協議会
預金利息	2	2	利息
雑収入	0	0	まち協返金分戻し
小 計	1 4 6, 0 0 2	156, 002	
合 計	3 9 0, 3 2 9	4 0 0, 3 3 0	

(支出)

,			
科目	令和5年度 予算額	令和5年度 決算額	備考
総会費	5, 000	0	
会議費	3, 000	2, 720	監査お茶代
事業費	50,000	50,000	わんぱくプラザ草二っ子
	15,000	12,000	あいさつ運動優秀賞表彰
研修費	15,000	21, 905	研修会(チラシ印刷・資料印刷 講師代)
非行防止費	16,000	16,000	愛の声かけパトロール育成支援
育成助成費	75,000	75,000	草津市 BBS 会、スポーツ団体(5T)
啓発費	10,000	5, 997	更生保護女性会、啓発パネル他
事務費	10,000	2, 369	コピー代(資料等) インク 用紙
雑費	0	10,000	おおじのこえ掲載料
小 計	199, 000	195, 991	
予備費	191, 329	204, 339	予算については繰越金相当額を計上
合 計	3 9 0, 3 2 9	4 0 0, 3 3 0	

育成助成先 草津市 BBS 会 スポーツ少年団(草二リトルメッツ FC 草津 よもとミニバスケットボール男・女

大路区青少年育成区民会議 会 計 監 査 報 告

期間 令和5年4月1日~令和6年3月31日

○収入総額 400, 330円

○支出総額 195,991円

○差引残額 204, 339円

(差引残額は次年度に繰り越します)

令和6年4月30日に監査を実施いたしましたところ、諸帳簿証 拠書類は適正に処理されており、経理は適切と認めました。

令和6年4月30日

監事北川寿子的

監事大川節夫命

令和6年度大路区青少年区民会議活動方針(案)

I. 活動方針

青少年が、豊かな心と広い視野を持ち、自らの未来を切り拓き、たくましく成長することを願い、大路区青少年育成区民会議は、発足依頼今日まで、学区民の皆さんのご理解とご協力のもとに様々な事業を展開してきました。

令和6年度は、多くの青少年の健全育成の輪をさらに広げるため、草津市青少年育成市民会議等との連携を図り、区域住民総ぐるみの「挨拶(あいさつ)運動」の継続や、インターネットの安全・安心な利用に関わる啓発などを通じて、地域におけるふれあいの絆を強める取り組みを推進します。

また、「大人が変われば、子どもも変わる」、「地域の子どもは地域で守り育てる」の認識を一層深め、家庭・家族・地域の連携強化のもとに、青少年の健全育成に関わる諸団体と協力して、青少年健全育成運動を展開してまいります。

Ⅱ. 重点活動

- ① 大路区住民総ぐるみ「挨拶(あいさつ)運動」の推進
- ② 声掛けや見守り活動による青少年にふさわしい環境づくりの推進
- ③ 青少年健全育成の意識の高揚を図る啓発の推進
- ④ インターネット社会(ネット社会)における有害情報対策の啓発活動の推進
- ⑤ 草津市青少年育成市民会議とのさらなる連携
- ⑥ 大路区まちづくり協議会等とのさらなる連携

時期	事業内容	時期	事業内容	
4月	監事監査	6年1月	挨拶運動啓発 表彰式	
5月	総会	2 月	研修会	
7・8月	防犯パトロール	_	愛の声かけパトロール	
8月	安全対策ポスター作成掲示	_	健全育成団体等への補助	
9月	挨拶運動啓発作品 審査	_	健全育成団体等への補助	
11・12 月	防犯パトロール	_	まち協等との連携した事業	

令和6年度予算書

自:令和6年4月 1日

至:令和7年3月31日

(収入)

科目	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	備考
前期繰越額	2 4 4, 3 2 8	204, 339	
	1 3 6, 0 0 0	1 3 6, 0 0 0	大路区まちづくり協議会交付金
			・区民会議事業
交付金			・すこやかセミナー
			・あいさつ運動推進事業
			・愛の声かけパトロール事業
助成金	20,000	20,000	大路区社会福祉協議会
預金利息	2	2	
雑収入	0	0	
小 計	156,002	156,002	
合 計	400, 330	3 6 0, 3 4 1	

(支出)

科目	令和5年度 決算額	令和6年度 予算額	備考
総会費	0	0	
会議費	議費 2,720 3,000 役員会 会計		役員会 会計監査
事業費	50,000	50,000	わんぱくプラザ草二っ子
	12,000	9, 000	「挨拶(あいさつ)運動」表彰
研修費	21, 905	22,000	研修会(講師料、印刷料)
非行防止費	16,000	16,000	愛の声かけパトロール育成支援
育成助成費	75,000	50,000	草津市 BBS 会、スポーツ団体(4T)
啓発費	5, 997	5, 000	更生保護女性会、啓発パネル他
事務費	2, 369	3, 000	コピー代他
雑費	10,000	10,000	おおじのこえ掲載料
小 計	195, 991	168, 000	
予備費	204, 339	192, 341	次年度繰越金
合 計	4 0 0, 3 3 0	360, 341	

主な見直し点

※挨拶運動表彰 3,000 円×2 本 2,000 円×1 本 1,000 円×4 本 \Rightarrow 2,000 円×2 本 1,000 円×5 本 ※育成助成費 15,000 円×5 団体 \Rightarrow 10,000 円×5 団体

第6号議案

令和6年度役員名簿(案)

個人情報の為取扱注意

令和6年3月31日現在

	APP TOPE	1:	n		节和 0 平 3 月 31 日現住
	役職	氏 名	住所	TEL	団体名
	会 長	遠藤 覚	西大路町 10-10 A501	561-7279	青少年育成区民会議会長・市議会議員
新	副会長・事務局長	小宮山 基勝	大路 3-4-4		大路区町内会連合会会長 新屋敷第二町内会長
	副会長	奥野 慎太郎	大路 2-1-7 411		草津第二小学校 PTA 会長
	会 計	中野 信雄	大路 2-2-23		大宮町内会長
	監 事	北川 寿子	大路 3-4-30		更生保護女性会会長
新	監 事	大川 節夫	野村 1-6-3		大路区町内会連合会監事・西大路第三町内会長
	理事(市・広報)	荒堀 隆司	大路 2-2-7		神楽町町内会長
新	理事(市・育成活動)	髙田 豊郎	大路 1-1-1 1506		エルティー町内会長
	幹事	先川 且民	大路 2-3-15		大路区まちづくり協議会会長
新	幹事	蒲原 久美子	大路 1-7-1 2702		TOWER111 町内会長
	幹事	岸上 聡	大路 2-1-5 1208		わんぱくプラザ草二っ子会長
	幹事(市・非行防止)	小林 浩子	西大路町 9-13		少年補導委員会 副幹事
	幹事	木戸脇 美由紀	大路 2-7-62(第二小学校)		草津第二小学校校長
	幹事	野口 正樹	西大路町 7-7 606		大路区民生児童委員協議会会長
	幹事	林 祐樹	大路 3-5-31-2		草津第二小学校教育振興会会長
	幹事	北中 幸夫	大路 1-2-24		生栄町町内会長
新	幹事	梶原 憲一	大路 1-19-8		南ノ町町内会長
	幹事	岩本 剛	大路 1-16-22		中ノ町町内会長
	幹事	上野 健次	大路 1-15-40		北中町町内会長
	幹事	大川 久栄	大路 1-11-21		北ノ町町内会長
	幹事	平井 勉	大路 1-13-21		世基町町内会長
	幹事	花本 正夫	若竹 1-32		若竹本町町内会長
	幹事	小宮山 基勝	大路 3-4-4		
	幹事	根木 良	大路 2-5-20-1		新屋敷町内会長
新	幹事	田上 信吾	大路 2-1-7		プレサンスロジェ町内会長
	幹事	小林 靖幸	西大路町 9-13		西大路第一町内会長
	幹事	稲継 久也	西大路 10-10 B1203		ファミールハイツ草津町内会長
	幹事	松本 靖司	大路 3-5-4 1102		体育振興会会長
	幹事	岩田 夏代	西大路町 10-10 C1209		民生委員主任児童委員
	幹事	久米 純子	野村 1-5-8		母子のぞみ会会長
	幹事	髙尾 弘子	大路 3-5-34-4		健康推進員 理事
	幹事	井上 ひとみ	大路 2-9-11		大路区まちづくり協議会事務局長
新	幹事	八木 良人	西大路町 7-7		社会福祉協議会

大路区青少年育成区民会議会則

- 第 1 条 この会は、大路区青少年育成区民会議(以下会と称する)といい事務所を会長宅におく。
- 第 2 条 この会は、区内の諸団体と有機的な連携をはかるとともに、区民の総意を集結し、 積極的に青少年の健全育成をはかることを目的とする。
- 第3条 この会は、前条の目的を達成するために、次の活動を行う。
 - ① 青少年の非行及び事故防止をはかるための活動。
 - ② 青少年の健全育成をはかるためのあらゆる啓蒙活動。
 - ③ 社会環境浄化を進め、ひいては家庭の健全化をはかるための活動。
 - ④ 家庭・学校・地域の連携をはかり、健全育成につとめる活動。
 - ⑤ その他この会の目的達成に必要な事項。
- 第4条 この会の構成は、この会の目的に賛同する団体で構成する。
- 第5条 この会の会議は、総会・理事会及び幹事会とする。
 - ① 総会は幹事及び理事を以て構成し、会長は年1回これを招集する。
 - ② 理事は構成団体の中から役員会で推薦し総会の承認を求める。任期は2年とし再任 を妨げず、補欠理事の任期はその残任期間とする。
 - ③ 幹事は構成団体より選ばれた者を以て構成する。 任期は2年とし再任を妨げず、補欠幹事の任期はその残任期間とする。
- 第6条 この会に次の役員をおき、理事の互選とする。

その任期は2年とし再任を妨げず、補欠役員の任期はその残任期間とする。

会 長 1名

副会長 2名

会 計 1名

監 事 2名

理事若干名

(申し合わせ事項)

会長1名を選出し、他の役員は会長が指 名するものとする。

- 第7条 役員の任期は下記のとおりとする。
 - ① 会長は本会を代表し、会務を統括する。
 - ② 副会長は会長を補佐し、会長 事故または不在の時は代行する。
 - ③ 理事は理事会において、業務運営に関する事項を審議し、その運営に当たる。
 - ④ 理事は理事会の業務運営に従い、地域における運動の推進にあたる。
 - (5) 会計は、この会の会計を司る。
 - ⑥ 監事は、この会の監査を司る。

- 第8条 各町内に、大路区青少年育成区民会議の町内委員をおくことができる。
 - ① 委員は町内会にある各種団体の役員、または代表的な人を以て構成する。
 - ② 委員は各町内会において、その目的達成のための活動を行う。
- 第 9 条 この会より草津市青少年育成市民会議の会長、副会長、理事、運営委員、監事(以下「市民会議役員」という。)および専門部会員を、会長が委嘱し派遣する。市民会議役員および専門部会員は区民会議の理事を兼ねる。又、事務局をおき、事務局長を1名を配し会長はこれを委嘱する。
- 第10条 この会の経費は、会費・補助金・助成金及び寄付金その他の収入を以て賄う。
- 第11条 この会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。
- 第12条 この会の規則及び重要事項の改廃は総会に於いて出席者の3分の2以上の同意を得 て改廃することができる。改廃は理事会において定めるものとする。
- 第13条 この会でいう団体とは、次のものをいう。
 - ・大路区まちづくり協議会 ・大路区町内会連合会 ・体育振興会
 - ·大路区社会福祉協議会 ·健康推進員 ·民生委員児童委員協議会
 - ・更生保護女性会 ・保護司会 ・草津第二小学校 ・草津中学校
 - ・少年補導委員会 ・草津第二小学校 P T A ・わんぱくプラザ草二っ子
 - ・母子福祉のぞみ会 ・子ども安全リーダー ・他、区団体
- 第14条 この会の必要な細則は、理事会において定める。

付 則 この会則は、平成15年6月17日から施行する。

この会則は、平成22年5月14日から施行する。

この会則は、平成25年5月12日から施行する。

この会則は、平成29年5月28日から施行する。

この会則は、令和2年5月10日から施行する。

この規則は、令和4年5月15日から施行する。